

公民館付設駐車場利用規定

平和町公民館に付設する駐車場の利用については、次のように定める。

- 1, 公民館の付設する駐車場は、隣接する藤棚下の駐車場(以下「下の駐車場」という)と、その上段の駐車場(以下「上の駐車場」という)の2ヶ所である。
- 2, 駐車する車の台数は、下の駐車場が原則4台(車種により異なる)、上の駐車場が5台である。
- 3, 下の駐車場は、原則として公民館利用者の利用に供するものであり、上の駐車場は、平和町自治会の会員の便益に供するものとする。ただし、この原則にもかかわらず、それぞれの駐車場が満車となった場合には、上下いずれでも駐車できるものとする。
- 4, 公民館利用者が駐車場を利用する場合は、駐車場管理のための管理料金を支払うものとする。その管理料金は利用時間区分を午前、午後、夜間に分けて、各時間区分ごとに200円とする。ただし、公民館運営規定に従って、公民館利用料が無料とされている場合の管理料金は無料とする。
- 5, 公民館利用者が駐車場を利用しようとするときは、その集まりを主催する責任者が利用人数をとりまとめ、人数分の管理料金を事前に公民館主事へ納付するものとする。
- 6, 上の駐車場は、平和町自治会員及びその関係者に対して駐車を許可することとする。ここでいう関係者とは、親族、来客者及び会員の用務を行う上で駐車が必要な者をいい、従業員はこれに含まない。
- 7, 前項の会員及びその関係者が上の駐車場を利用しようとする時は、公民館主事にあらかじめ申し出て、駐車許可書を受け取り、これを車のよく見える箇所に掲示する。駐車許可書を公民館主事に返還し、別に定める管理料金を支払うものとする。
- 8, 上の駐車場の利用は、会員であれば自由に利用できるが、とくに次に掲げる場合はこれを優先的に利用させるものとする。
 - ① 会員の親族が帰省その他の用件で来訪し、駐車を希望した場合。
 - ② 会員の冠婚葬祭のための来訪者が駐車を希望した場合。
 - ③ 会員の居宅あるいは所有家屋の新築、改造、修理などを行うため、そこに出入りする工事関係者に駐車場を提供したいと申し出た場合
 - ④ その他会員が特別な事情で駐車を願い出て、会長が許可した場合なお、この場合たとえ会員あるいはその関係者であっても、通勤その他、日常的な目的の駐車は許可しない。
- 9, 前項の利用は、事前に公民館主事に届け出て許可を得るものとする。この場合利用料金は利用区分を午前、午後、夜間は各区分ごとに200円、深夜は400円とする。ただし、深夜の場合は駐車時間により減額できる。

この規定は、平成23年4月1日からとする

